

第6章 計画の推進体制と評価

1 計画の推進体制

本計画は、福祉、保健、医療、介護、子育て、男女共同参画、人権、教育など幅広い領域を含んでいます。そのため、計画の理念を実現するためには、町と町社会福祉協議会をはじめとし、住民、福祉関係団体、事業者、地域の関係機関・団体等、様々な主体と連携を強化し、計画を推進します。

また、個人、家族を含めた地域社会全体でともに支え合い、ともに助け合うという考え方の普及を図ることが重要であるため、広報活動等を通じ、広く住民参画を働きかけるとともに、町と町社会福祉協議会が連携を強化し、地域共生社会の実現に向けた推進体制を確立します。

2 計画の評価

計画の推進にあたり、各分野の事業の実施状況や計画の進捗状況を点検・評価し、必要に応じて計画の見直しを行い、柔軟に運用します。